

言語文化教育研究学会 手話通訳者等利用費用助成に関する規定

策定 2019年7月22日

言語文化教育研究学会では、手話通訳者等利用費用の助成に関して次のように規定する。

(目的)

第1条 この規定は、手話通訳者等の利用費用の助成についての必要事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成を受ける対象者は、本学会の年次大会、研究集会、交流会、例会等の諸企画において手話通訳者又は要約筆記者を利用する会場参加者（以下「利用者」とする）本人又はその代理人とする。

(助成対象経費)

第3条 利用者が手話通訳者又は要約筆記者を利用した場合の経費とする。

以上